

第13期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

事業報告

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結注記表

計算書類

個別注記表

(2022年2月1日から2023年1月31日まで)

丸善CHIホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求を
いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に電子提供
措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「知は社会の礎である」という価値観のもと、「知の生成と流通に革新をもたらす企業集団となる」というグループビジョンを掲げて事業運営を執り行っております。これら当社の経営理念の実現のためには、株主様、お客様、お取引先様をはじめとするステークホルダーの皆様からのご期待に応えながら経営の透明性を高めることでその信頼を得て、継続的に企業価値を高めていくことが必要であると考えております。そのための経営体制に関しましては、経営意思決定の迅速化、業務執行の適正性及び効率性を確保するとともに、企業経営の監査・監督の充実を図り、正直で透明な組織運営を行うことを基本とするコーポレート・ガバナンスの強化が経営上の最重要課題であると認識しております。

<経営理念>

価値観

「知は社会の礎である」

私たちは、知が人に与える力を信じます。そして時代に即した最良の知のグローバルな循環が21世紀の創発的な日本の社会の礎であると考えます。

グループビジョン

「知の生成と流通に革新をもたらす企業集団となる」

私たちは、「知は社会の礎である」という価値観を共有し、教育・学術機関、図書館、出版業界等と連携し、最良な知の生成・流通と知的な環境づくりにおいて、革新的な仕組みを創出、提供することにより、業界の活性化をリードし、日本の社会に貢献する企業集団となることを目指します。

当社は、上記の基本的な考え方に立脚して、会社法及び会社法施行規則に基づきコーポレート・ガバナンスの充実と強化を図ることを目的に、取締役会において「内部統制システムの構築」に関する決議を行っております。また、監査等委員会設置会社への移行に伴う監査役に関係する体制の変更等について、2016年4月27日付の取締役会において決議を行い、以下のとおり改定いたしました。

当社における取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための基本的な考え方及び体制の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」）及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

①当社及び当社グループ会社（以下「当社グループ」）の従業員（取締役を含む）は、コンプライアンスを実践するための共通の行動基準として、親会社が制定する「DNPグループ行動規

範」のほか、「丸善ＣＨＩグループ行動指針」を遵守するものとします。当社は、「DNPグループ行動規範」及び「丸善ＣＨＩグループ行動指針」を当社グループの従業員（取締役を含む）全員に配布するとともに、研修等を通じてその徹底を図ります。

運用状況の概要：

当社及び主要事業会社の内部統制主管部署長宛に、2022年5月総務部より電子メールにて「DNPグループ行動規範」及び「丸善ＣＨＩグループ行動指針」の周知を行いました。また、「丸善ＣＨＩグループ行動指針」の小冊子及びカードを当社グループ従業員に配布し、周知の徹底を図っています。

- ②当社取締役会は、「取締役会規則」に基づきその適切な運営を確保するとともに、取締役の職務の執行を監督します。さらに各部署の担当取締役は、各部署の長の業務執行を監督することにより、法令・定款に違反する行為の未然防止に努めます。当社取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会に報告し、かつ遅滞なく取締役会に報告します。また当社取締役会は、重大なコンプライアンス違反のおそれがある事項については、弁護士や会計監査人からの助言を得るものとします。

運用状況の概要：

当社取締役会は、「取締役会規則」に基づきその適切な運営を行っています。当連結会計年度中重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実の発生はありませんでした。

- ③当社は監査等委員会を設置し、監査等委員会は、取締役の職務執行について、取締役会への出席や内部統制システムを活用した監査・監督を実施します。

当社監査等委員会及び監査等委員は、コンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。

運用状況の概要：

当社監査等委員会は「第13期における監査の基本方針等」を策定し、取締役会にてその内容を報告しています。

- ④当社取締役及び当社代表取締役社長が必要に応じて指名する者で構成する企業倫理行動委員会は、「企業倫理行動委員会規程」に基づき、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用を統括します。

また、企業倫理行動委員会は、「DNPグループ行動規範」及び「丸善ＣＨＩグループ行動指針」の周知・徹底を図り、当社グループのコンプライアンスの取組みを組織横断的に統括し、当社グループ従業員への啓蒙、教育活動を統括します。

運用状況の概要：

当連結会計年度中、取締役出席の企業倫理行動委員会を２回、ワーキンググループ会議を２回開催し、各ワーキンググループの活動方針、活動内容を報告・審議しています。

- ⑤当社グループにおける情報システムの投資・運用等については、「丸善ＣＨＩグループ・ＩＴガバナンス基本規程」に基づき、当社グループにおけるＩＴガバナンスを構築します。

運用状況の概要：

当社グループにおける情報システムの投資・運用等については、「丸善ＣＨＩグループ・ＩＴガバナンス基本規程」に基づき経営企画部がＩＴ中期計画及びＩＴ短期計画を策定して取締役会の承認を得て行うこととしています。

- ⑥当社グループにおける法令、諸規程に反する行為等を早期に発見し、是正することを目的に、「丸善ＣＨＩグループ・内部通報規程」を制定し、総務部及び外部の弁護士を受付窓口とする当社グループ全従業員（取締役を含む）が利用可能な『丸善ＣＨＩグループ内部通報窓口』を設置します。

運用状況の概要：

当社は、総務部及び外部の弁護士を受付窓口とする当社グループ全従業員（取締役を含む）が利用可能な『丸善ＣＨＩグループ内部通報窓口』を設置しており、総務部発信のメール・ポスター等により周知が図られています。またその運用状況は上記企業倫理行動委員会に報告しています。

- ⑦当社代表取締役の直轄組織として業務部署から独立した監査部を設置します。

監査部は、「内部監査規程」に基づき、関係会社の監査役と連携し、当社グループ各社に対する定期的な内部監査と指導を行います。

運用状況の概要：

当社監査部は、「内部監査規程」及び「第13期内部監査計画書」に基づき、当社グループ各社に対する内部監査と指導を行いました。

(2) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社取締役会は、当社グループのリスク管理を体系的に定める「リスクマネジメント規程」を制定し、適宜、同規程を見直すものとします。

運用状況の概要：

当連結会計年度は同規程に基づきリスク評価を主要事業会社（４社）にて実施し、その結果を基に当社グループの「重点リスク」を特定して2022年４月開催の取締役会にて決裁を受けています。

②当社は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス等に関連する課題に取り組むため企業倫理行動委員会を設置します。総務部は、「リスクマネジメント規程」で定めるリスクマネジメントに関する情報の集約部署として、毎年、又は必要に応じて適宜、具体的なリスクの分析・評価を行うものとします。

運用状況の概要：

当社は「リスクマネジメント規程」で定めるところにより、総務部がリスクマネジメントに関する情報の集約部署として、具体的なリスクの分析・評価を行っており、さらにこのリスクに対し、統制活動の主体部署となる各部署においてリスク管理を行い、モニタリング機関が継続的な監視を行っています。モニタリング機関は、定期的に、企業倫理行動委員会、取締役会に主体部署のリスク管理状況を報告しています。

③当社は、地震、津波、噴火、風水害その他の異常気象、火災、停電、伝染病、放射能汚染及びテロ等を要因とする大規模災害の発生によって、当社及び当社グループが想定外の危機的状況に陥ることを回避することを目的に「大規模災害に対する基本方針」及び「大規模災害対策基本規程」に基づき、実効性のある「危機管理体制」並びに「事業継続計画」を構築します。

運用状況の概要：

「大規模災害に対する基本方針」及び「大規模災害対策基本規程」に基づく当社及び主要事業会社の事業継続計画策定状況を、大規模災害対策ワーキンググループにてフォローしていません。

④当社は、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」を定め、当社が保有する個人情報を含むすべての情報資産を、事故、犯罪、災害による漏洩、改ざん、利用阻害などの脅威から保護し、適切な物理的、電子的、人的諸対策を講じ、ビジネスの価値を高めます。当社グループにおいても上記と同様の考え方に基づく管理体制を構築していきます。また、万一の場合に備えて必要な損害賠償保険に加入し損失拡大を防止します。

運用状況の概要：

当社及び当社グループは、保有する個人情報を含むすべての情報資産を脅威から保護し、適切な諸対策を講じ、管理体制を運用しております。また、万一の場合に備えて必要な損害賠償保険に加入し損失拡大を防止しています。このほか親会社のDNP情報セキュリティ委員会が運営する情報セキュリティ推進室長向けウェブサイトの閲覧やメールによる通達等により情報を得ています。

(3) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定例取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催します。

運用状況の概要：

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。当連結会計年度中、定例取締役会12回、臨時取締役会6回を開催しています。取締役の出席状況（期中退任の細川氏、瀬川氏を除く）は、取締役9名中6名は100%、平均で96.9%の出席率となっています。

②当社取締役会の決定に基づく職務の執行については、「取締役会規則」のほか、「組織規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」その他の社内規程等に則り、それぞれの責任者がその権限に従って行うものとします。各部署の担当取締役は、各部署の長に適切な権限委譲を行うことにより、業務執行の効率化を図ります。

運用状況の概要：

当社取締役会の決定に基づく職務の執行については、各規程等に則り、それぞれの責任者がその権限に従って行っています。

③当社は、当社グループ全体の年度事業計画及び経営戦略を策定し、毎月開催される当社取締役会において予算実績に関する分析並びに経営戦略の進捗状況に関する各子会社からの報告を受けて業績管理を行います。

運用状況の概要：

当社は、毎月開催の取締役会、並びに四半期毎開催の決算速報報告会議にて、各社の業績につき報告を受け業績管理を行っています。

- ④当社グループの資金調達案件については、当社経理・財務部にて一元管理することによって、当社グループ内の借り入れ金利の低減を図るとともに借り入れ総額及び借り入れ条件等を統制します。資金調達に際しては、当社取締役会にて審議の上、承認したものを実行し、当社あるいは当社子会社において最も適切な借り入れ条件にて融資を受けます。また必要な場合には、当社取締役会による承認の上、当該融資資金をグループ内においてファイナンスします。

運用状況の概要：

当社グループの資金調達案件については、取締役会での審議が行われており、当社グループの資金調達は当社にて一元管理され、グループ内のファイナンスが効率的に行われています。

- ⑤当社及び当社の連結子会社では、当社グループ会計方針に基づき連結会計システム及び連結納税システムを利用し、決算業務の効率化を図るとともに、適正な会計処理と納税を行います。

運用状況の概要：

当連結会計年度について、現時点において、監査部、監査法人の会計監査では大きな問題事象の指摘はなく、内部統制報告制度における「開示すべき重要な不備」の発生もありません。

(4) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、取締役会で定めた「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的に記録し、保存します。当社取締役は「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に従い、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。

運用状況の概要：

当社取締役の職務執行に係る情報は、規程に基づき記録・保存され、当社取締役により常時閲覧可能となっています。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「経理規程」に基づき適正な会計処理を実施します。また、当社及び当社グループ各社は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」及び「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の実施要領」に基づき財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し、法令等への適合性と財務報告の信頼性を確保します。

運用状況の概要：

当社及び当社グループ各社は、「第13期内部統制基本計画書」に基づき内部統制の整備・運用及び評価を行っており、企業倫理行動委員会に計画の進捗及び評価の状況を適宜報告しています。当該評価結果は、監査人による内部統制監査を受けており、内部統制報告書として開示します。

(6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、「関係会社管理規程」を設け、一定の事項については当社グループ会社の取締役会決議前に当社経営企画部に連絡することを義務づけ、そのうち重要な事項については、当社の取締役会等の事前承認事項とします。

運用状況の概要：

当社は、当社グループ会社から事前に報告された重要な事項について、当社の取締役会等にて決議承認しております。

②当社は、当社内に当社グループの内部通報制度を設け、当社グループ全従業員（取締役を含む）が内部通報窓口を利用できるようにすることで、当社グループ全体での業務の適正な遂行を確保します。

運用状況の概要：

当社は、当社グループの内部通報制度について、総務部から当社従業員及び主要企業会社内部統制主管部署長宛に内部通報の周知を行っております。

内部通報制度の運用状況については企業倫理行動委員会に報告され、モニタリングされています。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置について監査等委員会から要請があった場合、代表取締役社長が監査等委員会と協議の上、すみやかに適切な人員配置を行います。

運用状況の概要：

監査等委員会の職務を補助すべき者として監査部から1名を任命し、これにあてております。

(8) **前号の使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、専任者は当面置きませんが、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令から比較的独立した部署の者をあてることとし、当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価については、事前に監査等委員会の同意を要することとします。

運用状況の概要：

監査等委員会の職務を補助すべき者として任命された者については、当該職務に関しては監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。

また、当該人員の人事異動・人事評価については、事前に監査等委員会の同意を要することとしております。

(9) **監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

①監査等委員は、当社の重要なすべての会議に出席でき、そこで報告を受け、質問をし、また必要に応じて意見を述べるができるものとし、また、すべての資料、電磁的記録を閲覧できるものとし、

さらに取締役は、次の事項を監査等委員会に報告するものとし、

- (イ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (ロ) 内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
- (ハ) 重大な法令・定款違反
- (ニ) その他コンプライアンス上重要な事項

運用状況の概要：

監査等委員である取締役は、当社の重要な会議である、取締役会、決算速報報告会議、企業倫理行動委員会に出席し、必要に応じて意見を述べています。常勤監査等委員のこれら会議への出席率は100%、非常勤の監査等委員である取締役の取締役会への出席率は最低でも83.3%となっています。

- ②使用人は前項各号に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告できるものとしてとします。

運用状況の概要：

使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項など一定の重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告できるものとしています。当社は常勤の監査等委員を置くことにより使用人による監査等委員会への報告を行いやすくしています。監査等委員会に対する通報者は、「監査等委員会に対する通報者保護規程」により保護されています。

- ③当社監査部は、当社グループ全体を監査対象として、年次の内部監査計画書に基づく内部監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告します。監査部は取締役会にて内部監査報告を行う前に監査等委員会に対し監査内容及びその結果を報告し、情報を共有します。

運用状況の概要：

当社監査部は、当社グループ全体を監査対象として、年次の内部監査計画書に基づく内部監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告しています。監査部は取締役会にて内部監査報告を行う前に監査等委員会に対し監査内容及びその結果を報告し、情報を共有しています。

- ④当社の「丸善ＣＨＩグループ・内部通報規程」に基づく『丸善ＣＨＩグループ内部通報』の集約部門である当社総務部は、受付した内部通報案件に関する概要、進捗状況及び総括について、企業倫理行動委員会に定期的に報告するほか、直接に監査等委員会に対し報告を行います。

運用状況の概要：

当社の「丸善ＣＨＩグループ・内部通報規程」に基づく『丸善ＣＨＩグループ内部通報』の集約部門である当社総務部は、受付した内部通報案件に関する概要、進捗状況及び総括について、監査等委員も出席している企業倫理行動委員会に報告を行っています。

- ⑤『丸善ＣＨＩグループ内部通報』の担当者、監査等委員、及びその他通報案件に関与する者は、『丸善ＣＨＩグループ内部通報』の通報者あるいは直接に監査等委員会へ報告を行った通報者が通報した事実をもって不利な扱いをされることがないように、公益通報者保護法その他の法令及び当社の「丸善ＣＨＩグループ・内部通報規程」及び「監査等委員会に対する通報者保護規程」を遵守し、通報案件の受領から調査、通報案件の総括、報告及び関係書類の保管等の各段階において厳重な情報管理を行います。

運用状況の概要：

当社の内部通報制度においては、「丸善ＣＨＩグループ・内部通報規程」及び「監査等委員会に対する通報者保護規程」に基づき案件が処理されており、また、通報者を保護しています。企業倫理行動委員会での内部通報制度の運用状況の報告においても通報者が特定できないように配慮されており、規程に則った適切な情報管理がなされています。

(10) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に要した費用については経理・財務部長が内容を確認後に精算されます。

なお、監査等委員会と代表取締役は定期的に意見交換会を実施します。監査等委員の職務執行に関する費用に関して協議が必要な場合には、当該意見交換会にてその対応について協議します。

運用状況の概要：

当社監査等委員会は、監査等委員会で決定し、当社取締役会にて監査等委員会から報告した監査計画書に基づく監査活動を行っています。当該監査で発生した費用は適時適正に請求されています。

(11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、また監査等委員会及び監査等委員は、必要に応じて担当取締役、執行役員その他重要な使用人に対し報告や調査の実施を求めることができますものとします。

運用状況の概要：

当社監査等委員会は、会計監査人、代表取締役、監査等委員会による意見交換会を行っており、これには独立社外取締役も出席しています。また、原則として毎月行われる代表取締役と監査等委員会との意見交換会にも、独立社外取締役が出席しています。監査等委員会は、内部監査部門である監査部、内部統制部門である総務部からも定時・随時に報告を行うこととしており、問題のある事項があった場合には監査を行う体制となっております。

(12) **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

当社及び当社グループ各社は、「丸善ＣＨＩグループ行動指針」において、法令と社会倫理の遵守を掲げ、その中に反社会的勢力との企業活動を一切行わないことを定め、これを遵守するとともに、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係遮断を可能とする取り決めを各取引先との間で進めます。また、平素から警察や弁護士等の外部機関と緊密な連携関係を構築し、事案発生時の報告及び対応を行う担当部署を設置します。さらに担当者を各種研修に参加させる等により、情報収集に当たります。

運用状況の概要：

警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、東京株式懇話会等の会合に定期的に参加し情報収集を行っています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 30社

丸善雄松堂(株)、(株)図書館流通センター、(株)丸善ジュンク堂書店、丸善出版(株)、(株)h o n t oブックサービス、(株)第一鋼鉄工業所、(株)編集工学研究所、(株)T R C北海道、(株)T R C東北、T R C関西(株)、T R C首都圏(株)、(株)T R C中四国、(株)図書館総合研究所、(株)T R C中部、(株)T R C神奈川、T R C多摩・山梨(株)、T R C九州(株)、(株)図書流通、(株)T R C埼玉、(株)図書館流通センター豊中、(株)T R C川崎、(株)岩崎書店、グローバルソリューションサービス(株)、(株)明日香、パブリックマネジメント(株)、(株)ライブラリー・アカデミー、雄松堂ビルディング(株)、丸善プラネット(株)、(株)淳久堂書店、台湾淳久堂股份有限公司

(2) 主要な非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

(株)函館栄好堂 他

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金のうち持分に見合う額等の合計額は、連結会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の合計額に対していずれも僅少であり、且つ全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(株)函館栄好堂、マイクロメイト岡山(株) 他

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金のうち持分に見合う額等の合計額が、連結会社の当期純損益及び利益剰余金等の合計額に対していずれも僅少であり、且つ全体としても重要性に乏しいため持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)岩崎書店、グローバルソリューションサービス(株)及び台湾淳久堂股份有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に際しては、12月31日現在の計算書類をそのまま用いております。また、(株)編集工学研究所の決算日は3月31日ではありますが、12月末日における仮決算を行っております。

上記4社は、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 売価還元法、移動平均法による原価法及び個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法、最終仕入原価法による原価法及び移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

工具器具及び備品 2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他

定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に備えるため、当社の一部の連結子会社は内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定率法によりそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主要な事業における主な履行義務の内容

当社及び連結子会社の主な履行義務は、「文教市場販売事業」、「店舗・ネット販売事業」、「図書館サポート事業」、「出版事業」、「その他事業」の各事業における、製品及び商品の販売、サービスの提供等であります。各事業における具体的な商材は「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (12) 主要な事業内容」に記載のとおりであります。

当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

①製品及び商品の販売（文教市場販売、店舗・ネット販売、出版、その他事業）

国内の製品及び商品の販売については、主に「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合については、出荷基準で収益を認識しております。店舗での商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

②サービスの提供（文教市場販売、店舗・ネット販売、図書館サポート、出版、その他事業）

サービスの提供については、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供を顧客が検収した時点で、当該履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、履行義務が顧客との契約により契約期間の一定期間にわたり充足される場合には、時の経過に伴い当該履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって均等按分し収益を認識しております。

なお、書籍販売取引等について、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建債務に係る為替変動リスクに対してヘッジをしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の契約額等とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、これをもってヘッジの有効性判断に代えております。

(8) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債を発行するために支出した費用は社債の償還期間に応じて償却しております。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することになります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(10) のれんの償却方法及び償却期間

7～8年間で均等償却しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は次のとおりであります。

①代理人取引に係る収益認識

書籍販売取引等について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

②返品権付販売に係る収益認識

出版販売等における返品権付販売について、従来は将来返品が見込まれる額に含まれる売上総利益相当額を返品調整引当金として計上しておりましたが、将来返品が見込まれる額を変動対価として認識し、販売時点では収益を認識しない方法に変更しており、返品資産を流動資産の「その他」、返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上高は7,823百万円、売上原価は7,522百万円、販売費及び一般管理費は308百万円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は30百万円増加しております。

また、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

預金	86百万円
建物及び構築物	2,048百万円
土地	4,306百万円
投資有価証券	5百万円
計	<u>6,447百万円</u>

②担保に係る債務

短期借入金	250百万円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,520百万円
計	<u>1,770百万円</u>

なお、上記の他出資先の債務の担保に供している資産として、投資有価証券が8百万円あります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,502百万円

(3) 偶発債務

割引手形	5百万円
------	------

(4) コミットメントライン契約及び当座貸越契約

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約及び当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	14,000百万円
借入実行残高	4,500百万円
差引額	<u>9,500百万円</u>

当座貸越契約極度額	26,100百万円
借入実行残高	17,210百万円
差引額	<u>8,890百万円</u>

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高には、顧客との契約から生じる収益とそれ以外の収益を含めておりますが、そのほとんどが顧客との契約から生じる収益であり、それ以外の収益に重要性はないため、区分表示しておりません。

(2) 助成金収入

臨時休業等による損失に対応する新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金及び感染拡大防止協力金等の収入であります。

(3) 臨時休業等による損失

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態措置等による、店舗の臨時休業期間中に発生した固定費（人件費・賃借料・減価償却費）等であります。

(4) 特別功労金

連結子会社である株式会社図書館流通センターの創業者が退任したことに伴い、創業時からの長年の功績に報いるために支給した金額であります。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の数

普通株式 92,554,085株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年4月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	185百万円	2円	2022年1月31日	2022年4月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年4月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	185百万円	2円	2023年1月31日	2023年4月28日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しており、資金調達については、金融機関からの借入及び社債の発行により必要な資金を調達しております。デリバティブ取引は、リスクを回避するために利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わないこととしております。

営業債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い、営業債権について、各事業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券は、株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。また、営業債権及び営業債務の一部には、洋書等の輸出入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、一定額以上の取引に関しては為替予約取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①投資有価証券			
その他有価証券	3,110	3,110	—
②長期貸付金 (1年内返済予定分を含む)	1,448		
貸倒引当金(注4)	(31)		
	1,416	1,363	(52)
③敷金及び保証金	7,073	6,908	(164)
④社債 (1年内償還予定分を含む)	(2,500)	(2,500)	0
⑤長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	(14,864)	(14,963)	98
⑥デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(10)	(10)	—

(注1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「立替金」、「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	249
関係会社株式	761

(注4) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注5) ⑥デリバティブ取引

i) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

ii) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引	外貨建予定取引	470	-	(8)
	買建				
	米ドル				
	ユーロ				
	ポンド		23	-	(0)
合計			572	-	(10)

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,110	－	－	3,110
資産合計	3,110	－	－	3,110
デリバティブ取引				
為替関連	－	10	－	10
負債合計	－	10	－	10

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	－	1,363	－	1,363
敷金保証金	－	6,908	－	6,908
資産合計	－	8,272	－	8,272
社債	－	2,500	－	2,500
長期借入金	－	14,963	－	14,963
負債合計	－	17,464	－	17,464

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基礎とした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、過去の実績等から返還期間を合理的に見積り、国債利回りを参考にした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	報告セグメント					その他	合計
	文教市場 販売事業	店舗・ネット 販売事業	図書館 サポート事業	出版事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	47,976	66,310	33,688	4,121	152,096	10,703	162,799

(注) 売上高には、顧客との契約から生じる収益とそれ以外の収益を含めておりますが、そのほとんどが顧客との契約から生じる収益であり、それ以外の収益に重要性はないため、区分表示しておりません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項」の「(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形	208
売掛金	17,400
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形	165
売掛金	16,607
契約負債 (期首残高)	
前受金	4,231
契約負債 (期末残高)	
前受金	5,060

契約負債は、主に、契約に基づく履行に先立って顧客から受領した対価に関連するものであり、契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。当連結会計年度の期首の契約負債残高に含まれていた金額は、概ね当該連結会計年度において収益に認識されております。また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

11. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	485円13銭
(2) 1株当たり当期純利益	19円16銭

「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用しております。当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ②その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却方法

- ①有形固定資産
工具器具及び備品
定率法によっております。なお、耐用年数は5～10年であります。
- ②無形固定資産
その他の無形固定資産
定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ①賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ②退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法によりそれぞれ発生の日から費用処理することとしております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、子会社から受け取る経営管理料及び配当金であります。経営管理料においては、子会社への契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、一定の期間にわたり当社の履行義務が充足されることから、契約期間にわたり収益を認識しております。なお、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①繰延資産の処理方法
社債発行費
社債を発行するために支出した費用は社債の償還期間に応じて償却しております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用)

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することになります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	24,596百万円
関係会社に対する長期金銭債権	12,010百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	309百万円
(3) コミットメントライン契約及び当座貸越契約	

当事業年度末におけるコミットメントライン契約及び当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	14,000百万円
借入実行残高	4,500百万円
差引額	9,500百万円

当座貸越契約極度額	23,000百万円
借入実行残高	16,200百万円
差引額	<u>6,800百万円</u>
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	0百万円
4. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
経営管理料	529百万円
販売費及び一般管理費	148百万円
営業取引以外の取引高	263百万円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	7,908株
6. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産の主な原因別内訳	
繰延税金資産	
関係会社株式評価損	3,582百万円
繰越欠損金	9百万円
その他	22百万円
繰延税金資産小計	<u>3,614百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△9百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△3,603百万円</u>
評価性引当額小計	<u>△3,612百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>1百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>1百万円</u></u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	丸善雄松堂(株)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任 債務の保証 経営管理	資金の貸付	10,000	短期貸付金	10,000
				利息の受取	17	その他流動資産	1
				業務委託費の 支払	52	未払金	6
				債務被保証 (注3)	7,200	-	-
				経営管理料の 受取	189	未収入金	17
子会社	(株)丸善ジュンク堂 書店	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任 債務の保証 経営管理	資金の貸付	13,700	短期貸付金	13,870
						関係会社 長期貸付金	12,010
				利息の受取	187	その他流動資産	19
				債務被保証 (注3)	26,580	-	-
子会社	丸善出版(株)	所有 直接100%	役員の兼任 債務の保証 経営管理	債務被保証 (注3)	4,500	-	-
				経営管理料の 受取	63	未収入金	5
子会社	(株)図書館流通 センター	所有 直接100%	役員の兼任 債務の保証 経営管理	債務被保証 (注3)	4,500	-	-
				経営管理料の 受取	123	未収入金	11

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。
 2. 取引条件については、市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して交渉のうえで決定しております。
 3. 当社の銀行借入について債務保証を受けております。保証料は支払っておりません。

8. 収益に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 267円13銭

(2) 1株当たり当期純損失 △0円01銭

「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用しております。当事業年度の1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失に与える影響はありません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。